

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

医療と消費税 (総合版) 解説付

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

長岡俊広（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828

菊地祐男（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217



Nikky

2013年9月17日

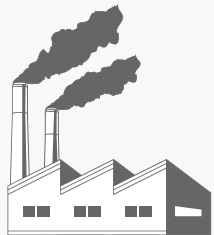


株式会社 日医工医業経営研究所

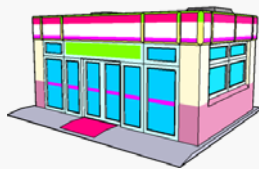
消費税とは

「消費税とは、消費全般に広く課税する“間接税”です！」

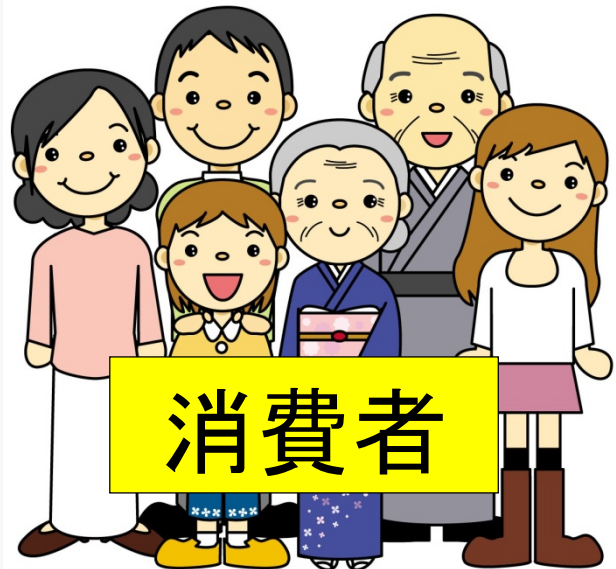
申告・納付する人



事業者

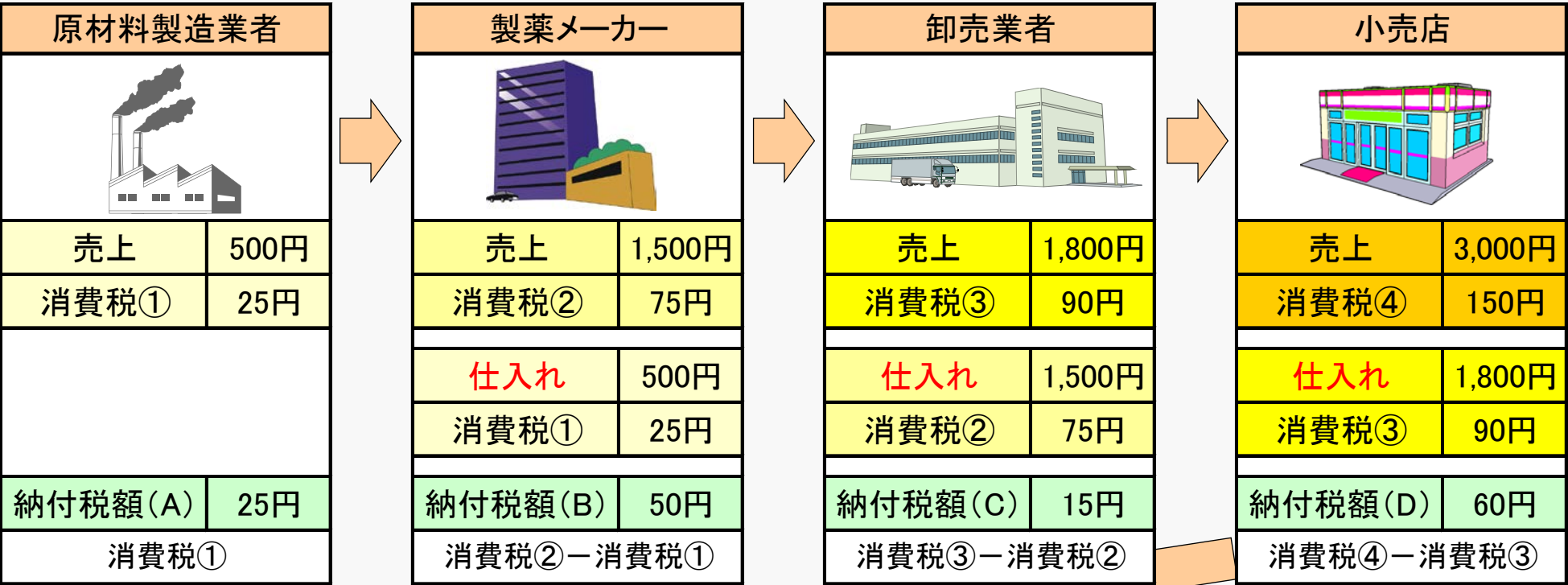


負担する人



消費者

消費税（5%）が納付される仕組み



支払総額	3,150円
内消費税分	150円

各事業者が個別に納付した消費税 150円
納付税額(A+B+C+D)の合計

消費税とは、最終消費者が負担する税金です。

消費税の課税対象となるものは？

- ①国内において行うもの（国内取引）であること
- ②事業者が事業として行うもの
- ③対価を得て行うものであること
- ④資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること

全てを満たした場合に
課税対象となります。

上記全ての条件を満たす事業者でも課税対象から除外される場合があります。

- 1事業年度（1年）の課税売上が1,000万円以下の事業者
- 事業開始から2事業年度（2年）未満の事業者

課税対象除外事業者

課税対象除外事業者でも課税事業者になることができます。

- 「消費税課税事業者選択届出書」を届け出た事業者

でも、なぜわざわざ
課税対象事業者になるの？



課税対象事業者になる理由とは？

設備投資をしない場合

商品A
100万円
消費税
5万円

売上	120万円
消費税(徴収)	6万円
仕入れ	100万円
消費税(仕入元)	5万円
納付税額	1万円
6万円－5万円	

仕入れ元が納付済

消費者



支払総額	126万円
内消費税分	6万円

多額の設備投資を行った場合は、徴収した消費税より、納付する消費税の方が高額になる場合があります、その場合課税対象事業者であれば還付を受けられるため、課税対象除外事業者であっても設備投資を行う際にはあえて課税対象事業者になることがあります。しかし保険診療に係る医療設備の多くは還付対象にならないため、医療機関が最終消費者として負担することが問題とされています。

設備投資をした場合

商品A
100万円
消費税
5万円

機械設備
1000万円
消費税
50万円

売上	120万円
消費税(徴収)	6万円
仕入れ	1,100万円
消費税(仕入元)	55万円
納付税額	▲49万円
6万円－55万円	

保険外収入が年間1000万円以下の診療所等は課税対象除外事業者となります。そのため大きな設備投資を行った場合で還付を受ける場合は課税対象事業者になる必要があります。

課税対象事業者であれば、課税売上割合の分だけ、還付を受けることができます場合があります。(詳細は、顧問税理士等にご相談ください)

非課税となる商品

商取引全体(課税対象外＝不課税)

例 給与など

課税対象

保険外診療(自費診療)は課税対象

- ①国内において行うもの(国内取引)であること
- ②事業者が事業として行うもの
- ③対価を得て行うものであること
- ④資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること

非課税

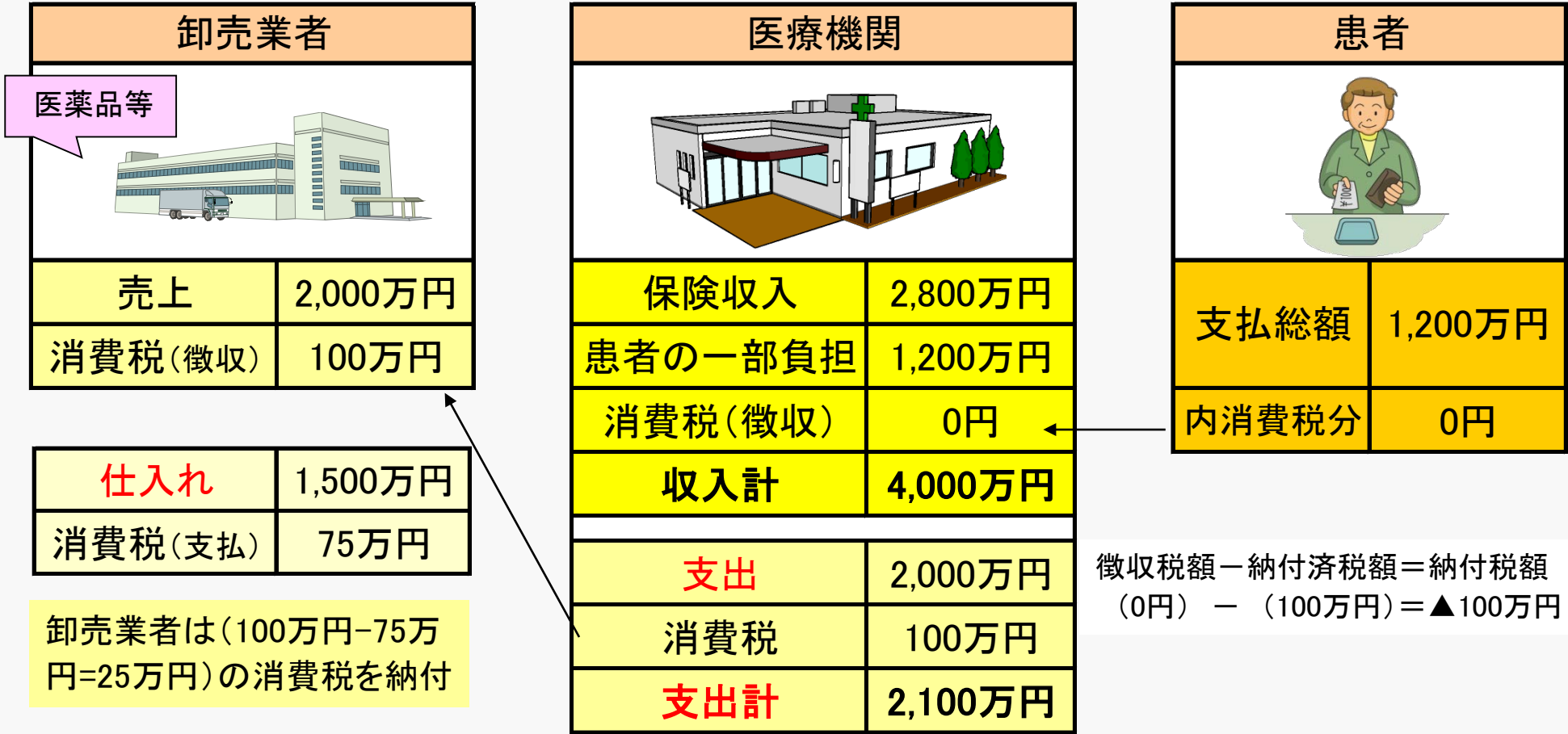
免税

① 土地	② 有価証券	③ 利子・保険料	④ 切手・印紙・証紙	⑤ 国等の手数料	⑥ 社会保険 ・保険診療 ・労災等 医療の給付等	⑦ 介護・福祉 サービスの提 供等	⑧ 助産に関する サービスの提 供等	⑨ 埋葬料・火葬料	⑩ 身障者用の物品	⑪ 学校の授業料	⑫ 教科書図書	⑬ 住宅賃貸料
---------	-----------	-------------	---------------	-------------	--------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------	--------------	-------------	------------	------------

非課税となる医療関連商品



医療機関の場合（保険診療分）



医療は非課税であり、医療機関が最終消費者になるため、消費税も医療機関が負担することになります。しかし診療報酬には消費税分が加味されていることになっています。

診療報酬と消費税

1989年4月 消費税3%(導入時)		
改定率(消費税3%相当分)	+	0.76%
診療報酬本体部分	+	0.11%
薬価部分	+	0.65%

医療機関が負担する消費税分は薬価と診療報酬に加味するために引き上げられています。

1997年4月 消費税5%(2%アップ)		
改定率(総合計)	+	0.38%
改定(消費税2%アップ分)	+	0.77%
診療報酬本体部分	+	0.32%
薬価部分	+	0.45%
改定(消費税以外の評価分)	-	0.39%
診療報酬本体部分	+	0.93%
薬価部分	-	1.32%



8%と10%の改定
については『診療報酬
調査専門組織・医療機関等
における消費税負担に関する分
科会』にて議論中

2014年4月の8%、2015年10月の10%の消費税引き上げ時には
どのような方法で医療に消費税が適用されるかが注目されます。

診療報酬への消費税対応の仕組み

医療機関の費用構造

医療機関の費用には消費税の考慮を必要としない費用も多く含まれてます。診療報酬を考慮すべき項目の中にも、非課税品目などが存在するため、消費税対応すべき項目はさらに絞られます。

医療機関の費用には消費税の考慮を必要としない費用も多く含まれてます。診療報酬を考慮すべき項目の中にも、非課税品目などが存在するため、消費税対応すべき項目はさらに絞られます。

人件費	医薬品費	特定保険医療材料				診療材料、給食材料等	経費、その他 (光熱費・賃借料等)
		医療材料	委託費	減価償却費	設備関係費		
消費税は不課税	薬価及び材料価格の改定にて個別対応		診療報酬にて対応				

消費税導入時(1989年度)や消費税5%時(1997年度)は、診療所から病院まで平均的な消費税対応となるように改定項目が選択されて消費税分の引き上げが実施されました。

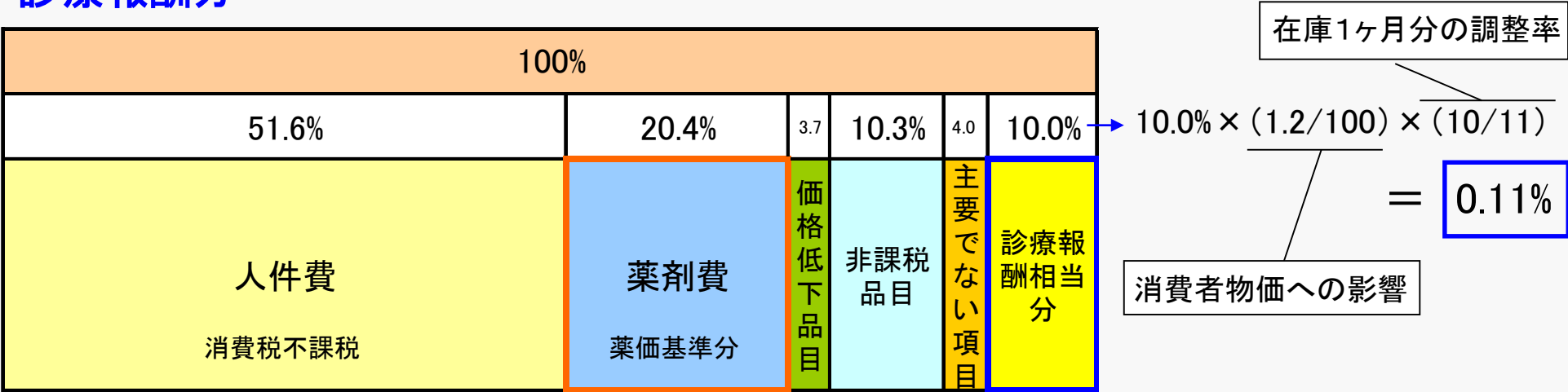
2014年4月は、基本診療料(初診料、再診料、入院基本料、など)や調剤基本料に消費税分の引き上げ対応を実施する案が有力となっています。(2013年9月時点)

主な医科改定項目の例	
1989年度	1997年度
血液化学検査	特定疾患療養病棟入院料
点滴回路加算	特定疾患療養指導料
中心静脈注射回路加算	生化学的検査(Ⅰ)判断料
人工腎臓食事給付加算	静脈内注射
基準寝具加算	閉鎖循環式全身麻酔
給食料	入院時食事療養費
.....	

(参考)2012年7月27日 第2回医療機関等における消費税負担に関する分科会配布資料[税2-3]

1989年4月（消費税導入時）の対応 診療報酬

診療報酬分



項目	比率 指数	改定当時の各項目の考え方
人件費	51.6%	国民医療費と医療経済実態調査に基づく医業費用に占める人件費の割合から算出。
薬剤費	20.4%	国民医療費と医療経済実態調査に基づく医業費用に占める薬剤費の割合から算出。
価格低下品目	3.7%	消費税による影響が明らかであると考えられる項目であっても、当該物品等の当時の近時の価格の動向に鑑みれば、改定を行う必要はなく、むしろ診療報酬が公共料金としての性格を有していることに照らし、引上げを行うことが適当でないとされた品目。（歯科材料、ダイアライザー、フィルム、検体検査実施料（試薬以外）、コンピュータ画像診断）
非課税品目	10.3%	医業費用のうち、消費税が課税されないと考えられる品目。
主要でない項目	4.0%	医業費用のうち、人件費、医薬品費等を除いた残りの費用。
在庫1ヶ月分調整率	10/11 (0.9)	消費税導入時（平成元年4月時点）に医療機関が在庫として抱えている医薬品には、それを購入した際に消費税が課税されておらず、その分についても消費税導入の影響を考慮することは不適切であるため、消費税導入の影響を調整するための率。
消費者物価への影響	1.2/100 (0.012)	経済企画庁が試算した消費者物価指数から、市場取引でも課税対象のものと対象外のものがあるため、平均的に1.2%上昇すると試算

(参考)2012年7月27日 第2回医療機関等における消費税負担に関する分科会配布資料[税2-1]

1989年4月（消費税導入時）の対応 薬価等

薬価等(薬剤費・材料費)分

3%

消費税3%

×

0.9

×

0.9

×

約1/4

=

0.65%

在庫1ヶ月分の調整率

薬価ベースを医療費ベースに換算[1/3.73]

消費税導入時の薬価算定方式(バルクライン方式)は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている

1989年4月の診療報酬改定率（診療報酬分＋ 薬価等分）

0.11%

+

0.65%

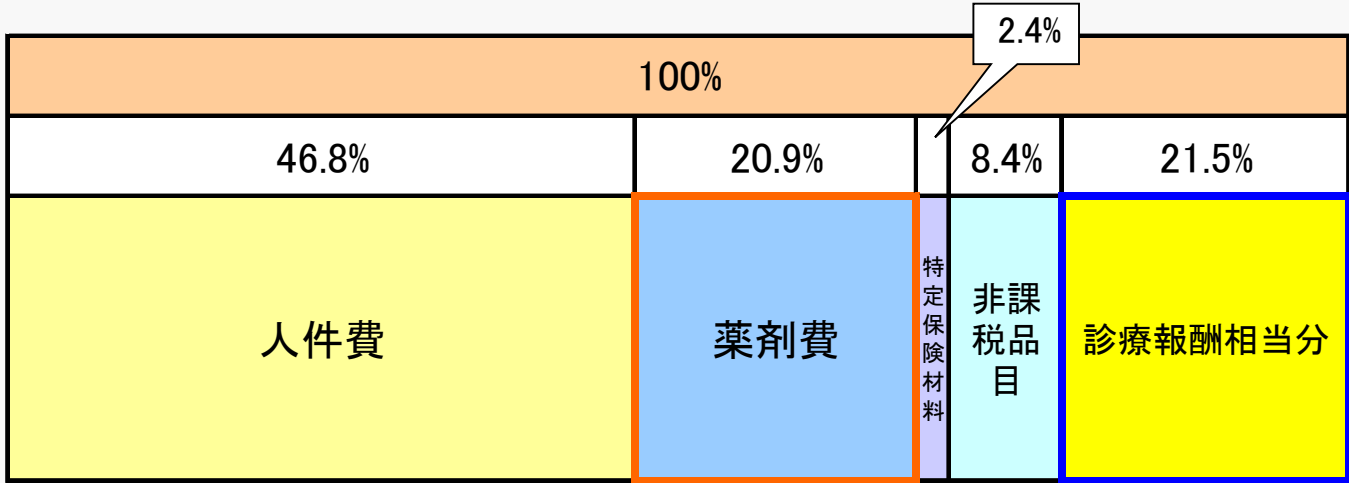
=

0.76%

消費税3%導入に対応する改定率

(参考)2012年7月27日 第2回医療機関等における消費税負担に関する分科会配布資料[税2-3]

1997年4月（消費税2%アップ時=5%）の対応



診療報酬分

消費者物価への影響

$$21.5\% \times (1.5/100) = 0.32\%$$

薬価(薬剤費)分

$$20.9\% \times (105/103 - 1) = 0.40\%$$

特定保険材料費分

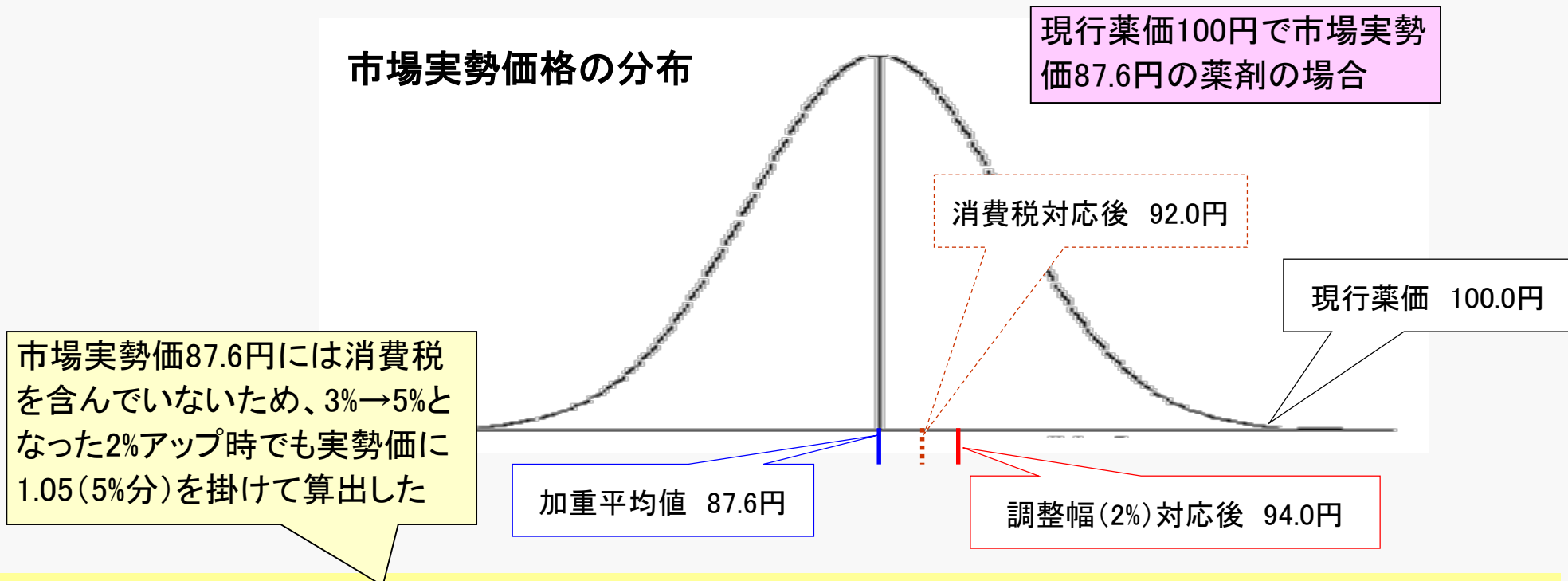
$$2.4\% \times (105/103 - 1) = 0.05\%$$

消費税2%アップ分
に対応する改定率

0.77%

薬価への消費税対応（1997年4月）

市場実勢価格の分布



$$(87.6\text{円} \times 1.05 = 92\text{円}) + (100.0\text{円} \times 0.02 = 2\text{円}) = 94.0\text{円 (新薬価)}$$

2014年は？

販売価格の加重平均値(消費税抜きの市場実勢価格 × 108%) + 現行薬価 × 調整幅

消費税と改定率のMPI予想（8%、10%） 2013年1月作成

年月	消費税率	分類	(算定式)	改定率 (対医療費ベース)		
1989年 4月	3% (+3%)	診療報酬	10/100(課税対象)×1.2%(消費者物価への影響 ^{※1})×0.9(在庫調整)=0.108%	+0.11%		+0.76%
		薬価	3(%)×0.9(実納入価)×0.9(在庫調整)=2.43%[薬価ベース]2.43%[薬価ベース]/3.73(係数 ^{※2})=0.648%[医療費ベース]	+0.65%		
1997年 4月	5% (+2%)	診療報酬	21.5/100(課税対象)×1.5%(消費者物価への影響 ^{※1}) =0.323%	+0.32%	+1.25%	+0.33%
			通常改定分(+0.93%)	+0.93%		
		薬価	(105/103)-1(2%上乗せ分)×20.9%(薬剤費の割合)=0.406%〔医療費ベース〕	+0.40%	-0.92%	
			通常改定分(-1.32%)	-1.32%		
2014年 4月 (予想)	8% (+3%)	診療報酬	20/100(課税対象＝推定)×2.16%(消費者物価への影響 ^{※3} ＝推定)=0.432% [高額設備投資分を含む。ただし中医協などで分離する案が検討中]	+0.43%	+1.83%	+1.28%
			通常改定分(+1.40%)〔2012年度と同程度のプラス改定を予想〕	+1.40%		
		薬価	(108/105)-1(3%上乗せ分)×25%(薬剤費の割合 ^{※4})=0.714%[医療費ベース]	+0.71%	-0.55%	
			通常改定分(-6.0%)[薬価ベース]→(-1.26%)[医療費ベース＝2012年度実績] [2012年度と同程度と予想]	-1.26%		
2015年 10月 (予想)	10% (+2%)	診療報酬	20/100(課税対象＝推定)×1.5%(消費者物価への影響 ^{※5} ＝推定)=0.30% [高額設備投資分を含む。ただし中医協などで分離する案が検討中]	+0.30%		+0.76%
		薬価	(110/108)-1(2%上乗せ分)×25%(薬剤費の割合 ^{※4})=0.463%[医療費ベース]	+0.46%		

※1; 消費者物価の影響率「1.2%」(1989年、経済企画庁)、「1.5%」(1997年、経済企画庁)

※2; 薬剤費2.43: 医療費0.65 = 係数「3.73」(1989年実績)

※3; 2014年4月予想の消費者物価の影響率「2.16%」 ([2%up: 1.5%] → [3%up: 2.25%] → 2.25%の96% = 2.16%)

※4; 2009年度の国民医療費における薬剤比率(24.6%)から「25%」とした

※5; 2015年10月予想の消費者物価の影響率は1997年と同様の「1.5%」とした

1997年の消費者物価指数比96%とした

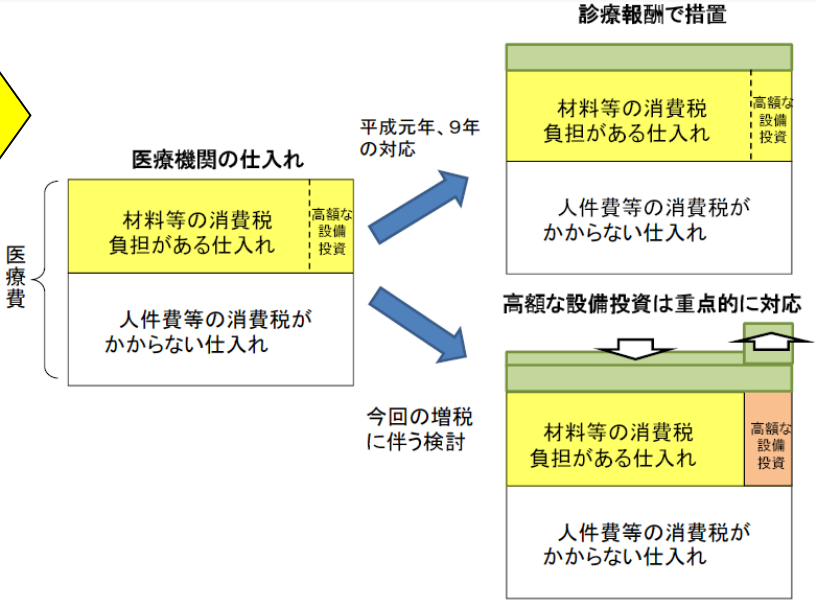
アベノミクスが奏功すると仮定

医療機関等における消費税負担に関する分科会

①

当初の議論(2012年7月27日の分科会など)
「高額な設備投資については診療報酬以外の方法で消費税負担分を評価することを検討」

診療側は医療費を課税対象(0%)導入を目指していること、
保険者側も高額設備投資の別建てにすると別財源が必要になること、
行政側は何度もルール改正を行ないたくないこと、
など、思惑が一致したらしい。



② 2013年3月18日の分科会で、
高額な設備投資を診療報酬以外で評価することを止めて、今までのように全て診療報酬
上乗せ対応することが議論され始めた。(医療費非課税から課税(0%)への変更を想定)

③ 2013年8月28日の分科会で、
高額な設備投資を診療報酬以外では評価せず、**基本診療料・調剤基本料に増税相当分を上乗せ**にすることを中心とし、高額投資が必要になる個別の診療報酬点数への上乗せも組み合わせる方法とする。薬価に含まれる消費税分の表示方法は引き続き検討する。

課税（ゼロ税率）とは、

非課税と課税

医療が「非課税」では、患者は消費税を負担せず、医療機関が最終消費者として納税者となる。
医療を「課税」としても、ゼロ税率を採用すれば患者は消費税を負担しないが、医療機関は薬剤等が課税となるため、課税仕入れにともなう消費税額を控除することができる。
消費税10%となる2015年10月から医療を「課税（ゼロ税率）」とする案が議論されている。

	非課税	課税	軽減税率	0%(ゼロ税率)	MPIコメント
医療税の理念	◎	×	△	○	医療を非課税とすることは理念としては正しいかもしれないが、医療機関や薬局の消費税負担が問題となる
還付制度 税額控除	なし	あり			税のルールである還付制度や税額控除は、非課税では存在しない
国	○	△			行政としては現行制度を維持したいか？ ゼロ税率など軽減税率導入は、他業界からも要望が強くなる恐れがある
保険者	△？	○？			診療報酬や薬価に含まれる消費税対応分を明確に分けた方が支払側としては良いか？
医療機関等	△	×	○	◎	中医協分科会でも診療側としては課税ゼロ税率（少なくとも軽減税率）を求めている
卸業者	○	○	○	○	ルールに従って納税する業者でありこだわりはないか？ 価格交渉においては課税となった方がやり易いかも・・・

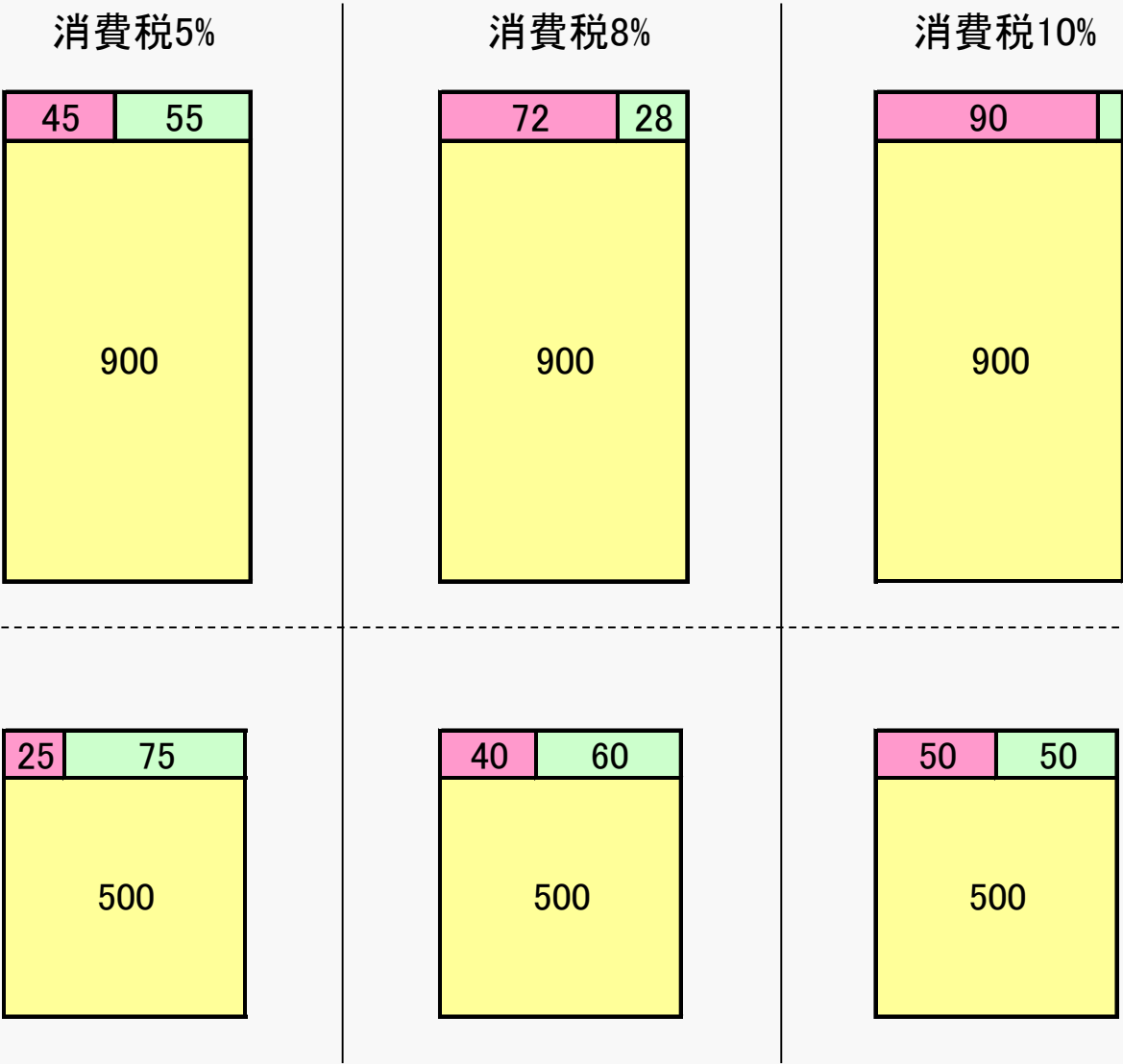
消費税と薬価差益の関係

値引き額が同額
の場合(100円)

高薬価品
薬価1000円
値引き額100円
値引き率10%

消費税	薬価差益
購入価格	

ジェネリック
薬価600円
値引き額100円
値引き率16.7%



「医療と消費税(総合版)」解説

消費税について、今まで作成してきたMPI資料に新たな資料を追加し、「総合版」としてまとめました。

P2「消費税とは」

消費税は消費者が負担する税金です。事業者は消費者から預かった税金を申告し納付します。

P3「消費税(5%)が納付される仕組み」

事業者は入ってきた消費税から支払った消費税を差し引いた額を消費税として申告し納付します。結果として消費者が支払った消費税は、事業者によって全て納められることになります。

P4「消費税の課税対象となるものは？」

消費税が課税される条件として、4つの項目が全て満たされる必要があります。よって輸出入や個人間売買などは課税対象になりません。4つの項目が全て満たされる場合でも課税対象とならない場合があります。例えば子供相手の小さな駄菓子屋さんが該当する可能性があります。保険診療は非課税になりますので、課税となる保険外収入が1000万円以下の診療所なども課税対象外事業者となります。しかし、自ら届け出て課税業者になることもできます。

P5「課税対象事業者になる理由とは？」

事業者が消費税を納入する際は、入ってきた消費税から支払った消費税を差し引いて納付しますが、支払った消費税の方が多い場合は逆に還付を受けることができます。非課税業者でも高額の設定投資などで多額の消費税を支払った場合は、あえて課税業者になり還付を受けることができます。

P6「非課税となる商品」

給与などの人件費は、そもそも消費税の対象となりません。また課税4条件を満たしていても、非課税となるものが定められており、医療における保険診療などがその非課税の対象となります。

P7「医療機関の場合(保険診療分)」

保険診療は消費税非課税のため、患者は消費税を負担しません。しかし医療機関は医薬品などの消費税を負担することになります。卸業者は医療機関から受けとった消費税から、メーカーなどに支払った消費税を差し引いて消費税を納付します。医療機関の消費税負担分は薬価や診療報酬に上乗せすることになっています。しかし、そのルールが分かりづらいことや、結局患者も消費税分を負担していることなどから、見直しの議論が行われています。

P8「診療報酬と消費税」

消費税導入時の1989年4月は消費税3%相当分として0.76%が引き上げられました。1997年4月は通常の改定の他に消費税2%引き上げの相当分として0.77%の引き上げが行われました。

P9「診療報酬への消費税対応の仕組み」

診療報酬に消費税分を転嫁する場合、医療機関の費用構造から消費税対象となる項目を絞る必要があります。

全ての点数項目に消費税分を加算するのではなく、小規模な診療所から大規模な病院まで、平均的に上乘せになるように項目を選んで点数が引き上げられています。

P10「1989年4月（消費税導入時）の対応 診療報酬」

1989年4月の消費税導入時は、医療機関の費用構造から診療報酬相当分を10%とし、消費者物価と在庫分の調整を行い、診療報酬への消費税相当分を0.11%と算定しています。

P11「1989年4月（消費税導入時）の対応 薬価等」

また薬価については、在庫等の調整を行い医療費ベースとして0.65%としました。結果として1989年4月の診療報酬改定率は0.76%でした。

P12「1997年4月（消費税2%アップ時=5%）の対応」

1997年4月は通常の改定の他に消費税2%引き上げの相当分を0.77%としています。1989年4月の消費税導入時と異なり、既に消費税が実施されているため、2%アップの影響のみを調整するシンプルな方法で算出されました。

これからの8%や10%対応時も同様の方法になると予想します。

P13「薬価への消費税対応(1997年4月)」

消費税分を具体的に薬価に加算する方法は、市場実勢価に消費税率を掛け、調整幅を加えて新薬価とします。卸は本体価格と消費税を分けて請求しているため、市場実勢価には消費税分を含んでいません。

P14「消費税と改定率のMPI予想(8%、10%)」

過去の算定方法を参考に、2014年4月と2015年10月の改定率を予測してみました。前提とする指数など推定が多いため、あくまでもMPIの予想です。

P15「医療機関等における消費税負担に関する分科会」

医療における消費税は、問題点も指摘され中医協の分科会で議論されてきました。当初は「高額設備投資を診療報酬以外で評価する」方法について議論していましたが、この方法は見送られ、2014年4月は基本診療料などで対応することになりそうです。2015年10月に医療を課税とし税率0%とする「ゼロ課税」の導入についても議論されています。

P16「課税(ゼロ税率)とは、」

課税となれば還付が受けられます。得た消費税と支払った消費税の差がマイナスになれば還付が受けられるため、保険診療を課税とし、税率を0とすることで実質患者は消費税を負担しない方法の導入が検討されています。しかしそれぞれの立場で考え方が異なるため、“課税”が導入されるかは未定です。その中で「非課税のまま還付を認める案」や「薬価を消費税と本体価格に分けて表示する案」も議論されています。

P17「消費税と薬価差益の関係」

消費税引き上げに伴い薬価差益は小さくなります。その対策として納入価引き下げ要請が強くなる可能性があります。その対策の一つとしてジェネリックへの切り替えを提案いたします。このケースは先発品とジェネリックの値引き額が同額の場合ですが、ジェネリックは消費税が引き上げられても一定の薬価差益が残ります。



Nikky

「スタジー」で検索！

医療従事者のための
ジェネリックと行政情報サイト
<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

どなたでも
**登録
無料**

スタジー
Stu-GE

**特典
1**
メールマガジンの配信
Stu-GEの更新情報や講演会情報などをお知らせします。最新の情報をいち早くチェックしていただけます。

**特典
2**
会員専用サイトの閲覧
MPI資料の解説動画など、登録いただいた方専用のコンテンツをご覧いただけます。MPI作成資料などをより深く理解していただけます。